平成２５年（再イ）第３０号
京都市北区紫野宮東町10番地７　鞍馬口ハイツ308
再生債務者　上田　滋夢
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月２日から平成25年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第３３号
京都市左京区岡崎徳成町17番地２
再生債務者　戸田　英雄
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月２日から平成25年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第４１号
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字谷村17番地の14
再生債務者　東　　春香
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月２日から平成25年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再イ）第７号
兵庫県揖保郡太子町東保255番地12
再生債務者　城井　羊一
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月５日から平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

平成２５年（再イ）第６号
福岡県飯塚市立岩1089―１　グリーンビュー立岩Ⅱ701号室、住民票上の住所福岡県宮若市湯原1333番地２
再生債務者　肥高　和幸
1　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月12日から平成25年９月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１９号
宮崎市大字細江4036番地41
再生債務者　宮崎　憲二
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月12日から平成25年８月20日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第２３号
宮崎市祇園１丁目115番地　多佳寿マンション104号
再生債務者　新村　重樹
1　決定年月日時　平成25年７月１日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月12日から平成25年８月20日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 22 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成25年６月27日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 25 年７月 12 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治
1、承認番号　第D1314号
2、名称　株式会社湯山製作所
3、住所　大阪府豊中市名神口３丁目３番１号
4、特定計量器の種類　非自動はかり

工業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 303 号
工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第68条第６号の規定に基づき公告する。
平成 25 年７月 12 日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至
（平成25年６月14日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
130343ＪＰ	ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社 東京都千代田区大手町二丁目６番３号	ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社 研究開発本部　中央技術研究所　試験分析センター 神奈川県横浜市中区千鳥町８番地	湿式重量・減量・残分・灰分試験 密度・比重測定 蒸留試験 原子吸光・炎光光度分析 ガスクロマトグラフ分析 石油類物理特性試験 石油類温度特性試験 石油類実在ガム試験 石油類引火点試験 石油類オクタン価・セタン価試験 石油類硫黄分試験

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 33 号
中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑵①イ㈠チ）Ｂに基づく集中工事等に伴う料金調整として下記のとおり実施するとともに、料金公告の１．⑶㉘に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。
平成 25 年７月 12 日
中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一
「東名高速道路　蒲原トンネル他天井板等撤去等工事に伴う料金調整の実施」
⑴　料金の調整を行う自動車
第一東海自動車道の清水インターチェンジから三ヶ日インターチェンジまでの間の各インターチェンジ（以下「対象ＩＣ」という。）と第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津インターチェンジ又は新富士インターチェンジ相互間を通行する全自動車。
⑵　料金調整額等
対象ＩＣと長泉沼津インターチェンジ相互間の料金の額は、対象ＩＣと沼津インターチェンジ相互間の料金の額を上限とし、対象ＩＣと新富士インターチェンジ相互間の料金の額は、対象ＩＣと富士インターチェンジ相互間の料金の額を上限とする。
⑶　実施期間
平成25年７月16日から平成25年７月19日まで。
⑷　その他
各種割引については、上記料金調整を実施した料金の額に対して適用する。